

新たな土地改良長期計画について

農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室

室長 中西滋樹

1. はじめに

2025（令和7）年4月、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。本基本計画は、昨年6月に施行された「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（以下「改正基本法」という。）に基づき策定された初の基本計画であり、改正基本法で掲げる「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の5つの基本理念の実現に向け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させるための施策の方向性を具体化したものである。

土地改良事業についても、改正基本法や基本計画において、今後の方向性や具体的な施策を定めたところであり、また施策の実施に必要となる内容については「土地改良法等の一部を改正する法律」（以下「改正土地改良法」という。令和7年4月施行。）での対応も行ったところである。

今後策定を予定している新たな土地改良長期計画においては、こうした動きを的確に反映させつつ、政策課題や政策目標を掲げ、目標達成に向けた具体的な施策等を位置付けることとしている。

2. 基本法等の改定の背景

世界の食料需給を見ると、世界人口は増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化している。世界における我が国の相対的な経済的地位は低下し、必要な食料や生産資材の安定的な輸入に懸念が生じている。

また、持続可能な開発目標（SDGs）、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択など、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

国内に目を向けると、農業者の減少・高齢化が著しく進展している。基幹的農業従事者は、2000（平成12）年の240万人から2024（令和6）年には111万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上の層となっている。農地は、我が国の人団1.2億人分の国内需要を賄うために必要な面積の3分の1程度しかない状況である。

さらに、農村、特に中山間地域等の条件不利地域では都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持についても懸念されている。

このように、国民生活に必要不可欠な食料を供給する機能及び国土の保全等の多面的機能を有する農業をはじめ、食料の供給において重要な役割を果たしている食品産業、また、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場である農村のそれぞれが課題に直面している状況にある。

こうした食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化を踏まえ、今後20年程度を見据えた課題に対応すべく基本法等の見直しが行われたところであり、その内容について新たな土地改良長期計画にも的確に反映させる必要がある。

3. 改正基本法における土地改良事業の方向性

土地改良事業については、改正基本法において、これまでの農業生産の基盤の「整備」に加えて「保全」が追記された。さらに、生産性の向上に加え、防災・減災を図ること、先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮すること等が追記された。

また、農村振興に関しては、多面的機能支払交付金による活動、農泊、農福連携、鳥獣害対策等の条文も新たに規定された。

4. 改正土地改良法における見直し内容

改正土地改良法においては、改正基本法に即して、目的規定を、農業生産基盤の整備及び保全を図るものへ改正された。土地改良長期計画についても、「良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るための農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施」を旨とするよう改正された。

また、農業水利施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、農業水利施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業水利施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る計画策定、急施の事業への老朽化による事故及び再度災害を防止するための事業の追加等の措置を講ずるよう改正された。

5. 基本計画における土地改良事業の位置づけ

土地改良事業については、農業生産基盤の確保と生産性の向上に向けて、改正基本法及び改正土地改良法等の内容を踏まえ、

- ① スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備
- ② 農業水利施設の戦略的な保全管理
- ③ 農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策

の3つの柱に沿って、様々な施策に取り組むことを位置付けている。

6. 新たな土地改良長期計画について

改正基本法、改正土地改良法、基本計画等の内容を的確に反映し、土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するため、新たな土地改良長期計画についての議論を本年1月から開始した。計画では、以下の4つの政策課題と5つの政策目標を掲げており、本年8月頃の閣議決定を目指して議論を進めていく。

(1) 政策課題1：生産性向上に向けた生産基盤の強化

政策目標1：農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減

政策目標2：国内の需要等を踏まえた生産の拡大

(2) 政策課題2：農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標3：農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

(3) 政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化

政策目標4：気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

(4) 政策課題4：農村の価値や魅力の創出

政策目標5：農村における所得と雇用機会の創出、人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出